

奈良県告示第二百九十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十八年十一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

菅野西川（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十
五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

宇陀郡御杖村大字菅野三八六番地	一号	
〃	三八三番地	二号
〃	三五七番地	三号
〃	三六〇番地	四号
〃	三六七番地	五号から七号まで
〃	三六七番地	八号及び九号
〃	三七七番地	十号及び十一号
〃	三七八番地	十二号
〃	三八九番地	十三号及び十四号
〃	三八八番地	十五号